

平成 30 年度射水市行財政改革推進会議（第 4 回）議事要旨

- 1 開催日時 平成 30 年 2 月 22 日（木） 午後 9 時 30 分～午前 11 時 35 分
- 2 開催場所 射水市役所 会議室 305
- 3 出席者
 - (1) 推進会議委員
中村会長、小林副会長、海老委員、徳永委員、福田委員、牧田委員、松原委員
 - (2) 当 局
副市長、教育長
事務局：企画管理部長、企画管理部次長、財政課長、人事課長、人事課員 3 名
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者等 なし

会議次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 平成 30 年度 射水市予算（案）の概要について (資料 1)
 - (2) 外部評価及び 2 次評価の平成 30 年度予算案への反映状況について (資料 2・資料 3)
 - (3) 平成 30 年度射水市の行財政改革の取組について (資料 4)
 - (4) 使用料・手数料の適正化に関する基本方針について (資料 5)
- 4 閉 会

<会議資料>

- 資料 1 平成 30 年度 射水市予算（案）の概要
- 資料 2 外部評価の平成 30 年度予算案への反映状況
- 資料 3 2 次評価の平成 30 年度予算案への反映状況
- 資料 4 平成 30 年度射水市の行財政改革の取組
- 資料 5 使用料・手数料の適正化に関する基本方針の概要について
- 参 考 平成 29 年度射水市事務事業外部評価結果を踏まえた今後の方針について

議事要旨

(1)平成 30 年度 射水市予算(案)の概要について

委員から特に意見はなかった。

(2)外部評価及び 2 次評価の平成 30 年度予算案への反映状況について

(委員) 「平成 29 年度射水市事務事業外部評価結果を踏まえた今後の方針について」の 3 ページの公共施設全般の今後の管理運営方針について、それぞれの内容をいつまでに行うのか記述がないが、どのようなスケジュールで進めていくのか。

(事務局) 射水市公共施設等総合管理計画を基本とし、外部評価での意見を踏まえ、引き続き公共施設マネジメントを推進していく。

平成 30 年度においては、具体的には、施設使用料の統一的な基準の策定と使用料の見直しに取り組む。また、個別施設ごとの再編方針を策定することとしている。また、この再編方針に施設の長寿命化の方針等を加えた「個別施設計画」を 2020 年度末までに策定することとしている。

(3)平成 30 年度射水市の行財政改革の取組について

(委員) 民間活力の活用やシステムの構築によって効率化を図るということだが、そうであれば、職員数をもっと削減できるか、あるいは、効率化によって生じた余力を他の事業に振り替えることで、プラスの効果が生まれなければならない。市は民間活力の活用による効果をどのように考えているか。

(副市長) 民間活力の活用による効果としては、民間ならではの発想やきめの細かいサービスにつながる事が挙げられる。

現状においては、既存の業務を民間委託するというよりは、新たに増えた業務を委託する場合はほとんどなので、職員数の削減にはつながりにくい。システムの導入についても同様で、新しい業務に対応するために導入しているのが現状である。

(委員) 民間活力の活用は必要だが、民間と公の垣根があいまいになることが、必ずしも良いこととは言えない。このあとの使用料・手数料の在り方の議論にも通じることだが、市民の税負担による行政サービスの提供と民間によるサービスの提供の間には、大きな役割の違いがあることを意識するべきだと思っている。

また、民間委託によって、職員が能力を向上させる機会を奪う様なことがないように気を付けなければならない。

(会 長) 行革効果を可視化することが難しいことは理解するが、可視化できるものは可視化するように努めてほしい。

(委 員) 取組には期限を設定することが大切である。例えば、事務事業評価においても、同じB評価でも、「“ B 1 ” 評価は2年以内に改善を求める」、「“ B 2 ” 評価は何年以内に改善を求める」というふうに期限を切って、期限以内に改善が見込めない場合は、事業そのものの在り方を含めた抜本的な見直しを検討するというルールが良いのではないかと思う。

また、指定管理者制度については、指定管理者制度の導入そのものを最終的な到達点としてはならない。指定管理者の選定において必ずしも競争原理が働いていない現状を踏まえれば、導入後ももっと工夫する余地がある。

施設の再編方針の検討に当たっては、組織横断的な体制を構築し、期限を切って期間内で検討することとし、結論を先送りしないでほしい。

(4)使用料・手数料の適正化に関する基本方針について

(委 員) 使用料・手数料の適正化には賛成するが、その際には画一的に原価に基づいて再計算するだけでなく、市政の方針や市の課題を踏まえ、射水市らしさを捉えたメリハリをつけることも心掛けてほしい。

(会 長) まずは原価を明らかにすることがとても大切である。その上で、原価に対する公費負担分の金額を示すことが、市政の方針を市民に分かりやすく伝えることにつながると思う。

(委 員) 公共施設の使用料は民間施設に比べて安くなくてはならない。低廉な使用料にもかかわらず稼働率が低い施設は、統廃合の対象とするべきである。

また、議論の前提として、稼働率の定義をもう一度整理し、合理的な定義の下で検討するべきである。

(会 長) 稼働率の定義が庁内で統一できていないことは、外部評価での指摘事項のひとつであった。

また、委員の言うとおりで、原価のうちの物件費と人件費の部分さえも使用料で賄えない施設は、政策的な理由から存続する施設でない限りは、統廃合の検討対象となるはずである。

(委 員) 使用料・手数料の適正化についての基本的な方向性としては、今回示された内容で良いと思う。

それぞれの施設にいくら公費が投入されているのかを分かりやすく市民に公表していくことが大切である。

(委 員) 使用料の適正化は、公共施設に関する様々な議論の契機になると思う。それだけに、市が行った試算などの情報について十分な周知期間を設ける必要がある。相応の時間が必要かと思うが、どのように進めるのか。

- (副市長) 様々な議論が巻き起こり、理解を得るためには時間がかかるものと考えているが、議論が巻き起こることを避けるのではなく、しっかりと周知に取り組んでいきたい。
- (委員) 多くの市民は将来に更なる負担をかけてまで、サービスの拡充を望んでいるとは思えない。そういった意味では、公共施設についても稼働率の向上は大切だが、本質はそこではなくて、まずは市民にとって真に必要な施設なのかという議論から始めるべきである。
- (会長) 委員の意見は使用料を決定する際のポイントの一つになると思う。
使用料を引き下げれば稼働率は上がるだろうが、そこまでして施設を存続させる意味があるのかという議論につながる。また、政策的な判断から稼働率が低くても使用料を引き上げることができない施設については、原価を明らかにすることが施設の在り方を議論する上で重要になる。
- (委員) 施設の稼働率を高める工夫として、地域ごとの特性や課題に着目すべきである。併せて、市外から集客できるような特色を打ち出していくことも考えるべきである。
- (会長) 稼働率を考慮して施設使用料を設定するというのであれば、目標とする標準的な稼働率のようなものを設定し、指定管理者が様々な工夫に取り組むことにより目標を上回る実績を上げた場合には、収入の増加分は指定管理者の収益にすることでインセンティブを与えるのも一つの案だと思う。